

令和5年8月

## 狛江市議会第3回定例会提出議案

## 提 出 議 案

	頁
1 議案第28号 令和5年度狛江市一般会計補正予算（第3号）	-4-
2 議案第29号 令和5年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	-31-
3 議案第30号 令和5年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	-39-
4 議案第31号 令和5年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）	-48-
5 議案第32号 狛江市条例の読点の表記を改める条例	-57-
6 議案第33号 狛江市下水道事業の設置等に関する条例及び狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 の一部を改正する条例	-58-
7 議案第34号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	-60-
8 議案第35号 狛江市印鑑条例の一部を改正する条例	-64-
9 議案第36号 狛江市税条例の一部を改正する条例	-66-
10 議案第37号 狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部を改正する条例	-76-

11	議案第38号 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する 条例	-79-
12	議案第39号 狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例の一部を改正する条例	-81-
13	認定第1号 令和4年度狛江市一般会計決算の認定について	-83-
14	認定第2号 令和4年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について	-84-
15	認定第3号 令和4年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	-85-
16	認定第4号 令和4年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について	-86-
17	認定第5号 令和4年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について	-87-
18	認定第6号 令和4年度狛江市下水道事業会計決算の認定について	-88-

議案第 28 号

令和 5 年度狛江市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第28号別紙

令和5年度

狛江市一般会計補正予算(第3号)

## 令和5年度狛江市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度狛江市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,283,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,501,209千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和5年8月31日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
10. 地方特例交付金		82,315	△5,909	76,406
	1. 地方特例交付金	82,314	△5,909	76,405
11. 地方交付税		2,490,000	166,740	2,656,740
	1. 地方交付税	2,490,000	166,740	2,656,740
13. 分担金及び負担金		239,385	△28,257	211,128
	1. 負担金	239,385	△28,257	211,128
14. 使用料及び手数料		548,906	△4,002	544,904
	1. 使用料	179,124	△4,002	175,122
15. 国庫支出金		6,124,152	302,402	6,426,554
	1. 国庫負担金	4,728,297	139,834	4,868,131
	2. 国庫補助金	1,369,402	162,568	1,531,970
16. 都支出金		5,455,088	164,372	5,619,460
	2. 都補助金	3,498,902	164,372	3,663,274
19. 繰入金		224,746	15,807	240,553
	1. 繰入金	224,746	15,807	240,553
20. 繰越金		154,998	1,892,114	2,047,112
	1. 繰越金	154,998	1,892,114	2,047,112
22. 市債		468,600	△220,000	248,600
	1. 市債	468,600	△220,000	248,600
歳入	合 計	32,217,942	2,283,267	34,501,209

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		2,869,421	1,046,008	3,915,429
	1. 総務管理費	2,139,867	1,043,709	3,183,576
	2. 徴税費	365,907	2,299	368,206
3. 民生費		17,479,102	253,105	17,732,207
	1. 社会福祉費	6,892,429	110,861	7,003,290
	2. 児童福祉費	8,045,290	139,738	8,185,028
	3. 生活保護費	2,541,383	2,506	2,543,889
4. 衛生費		2,794,914	179,232	2,974,146
	1. 保健衛生費	1,218,888	129,232	1,348,120
	2. 清掃費	1,576,026	50,000	1,626,026
6. 農業費		31,224	9,881	41,105
	1. 農業費	31,224	9,881	41,105
7. 商工費		136,932	148,300	285,232
	1. 商工費	136,932	148,300	285,232
8. 土木費		2,238,829	351,600	2,590,429
	2. 道路橋りょう費	462,771	1,600	464,371
	4. 都市計画費	1,610,661	350,000	1,960,661
9. 消防費		1,188,841	7,723	1,196,564
	1. 消防費	1,188,841	7,723	1,196,564
10. 教育費		3,565,533	8,455	3,573,988
	1. 教育総務費	656,556	2,500	659,056
	2. 小学校費	962,383	1,716	964,099
	3. 中学校費	603,670	4,239	607,909
12. 諸支出金		242	278,963	279,205
	1. 基金費	242	278,963	279,205
歳出	合計	32,217,942	2,283,267	34,501,209



第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務			令和6年度	1,200千円

第三表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業債	千円 3,500	証書借入  又 は  証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	道路整備事業債	千円 3,500	証書借入  又 は  証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
狛江駅周辺の快適な 空間づくり事業債	28,800				狛江駅周辺の快適な 空間づくり事業債	28,800			
調布都市計画道路 3・4・16号線 (電中研前)整備事業債	9,000				調布都市計画道路 3・4・16号線 (電中研前)整備事業債	9,000			
調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区間)整備事業債	51,700				調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区間)整備事業債	51,700			
都市計画公園整備事業債	108,900				都市計画公園整備事業債	108,900			
第六小学校整備事業債	16,100				第六小学校整備事業債	16,100			
第一中学校整備事業債	18,800				第一中学校整備事業債	18,800			
市民センター整備事業債	10,300				市民センター整備事業債	10,300			
新図書館整備事業債	1,500				新図書館整備事業債	1,500			
臨時財政対策債	220,000				臨時財政対策債				
計	468,600			計	248,600				

狛江市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	82,315	△5,909	76,406
11. 地方交付税	2,490,000	166,740	2,656,740
13. 分担金及び負担金	239,385	△28,257	211,128
14. 使用料及び手数料	548,906	△4,002	544,904
15. 国庫支出金	6,124,152	302,402	6,426,554
16. 都支金	5,455,088	164,372	5,619,460
19. 繰入金	224,746	15,807	240,553
20. 繰越金	154,998	1,892,114	2,047,112
22. 市債	468,600	△220,000	248,600
歳入合計	32,217,942	2,283,267	34,501,209

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,869,421	1,046,008	3,915,429	0	5,024	0	0	1,040,984
3. 民生費	17,479,102	253,105	17,732,207	87,124	149,441	0	△32,259	48,799
4. 衛生費	2,794,914	179,232	2,974,146	122,972	3,130	0	0	53,130
6. 農業費	31,224	9,881	41,105	1,000	5,977	0	0	2,904
7. 商工費	136,932	148,300	285,232	91,306	0	0	0	56,994
8. 土木費	2,238,829	351,600	2,590,429	0	800	0	0	350,800
9. 消防費	1,188,841	7,723	1,196,564	0	0	0	0	7,723
10. 教育費	3,565,533	8,455	3,573,988	0	0	0	0	8,455
12. 諸支出金	242	278,963	279,205	0	0	0	0	278,963
歳出合計	32,217,942	2,283,267	34,501,209	302,402	164,372	0	△32,259	1,848,752

2. 歳入

(款) 10. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方特例交付金	千円 82,314	千円 △5,909	千円 76,405	1. 地方特例 交付金	千円 △5,909	1. 減収補てん特例交付金 千円
計	82,314	△5,909	76,405			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	千円 2,490,000	千円 166,740	千円 2,656,740	1. 地方交付税	千円 166,740	1. 普通交付税 千円
計	2,490,000	166,740	2,656,740			

(款) 13. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費負担金	千円 221,431	千円 △28,257	千円 193,174	2. 児童福祉費 負担金	千円 △28,257	2. 保育所運営費負担金 千円
計	239,385	△28,257	211,128			

(款) 14. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生使用料	千円 50,109	千円 △4,002	千円 46,107	3. 保育所施設 使用料	千円 △4,002	1. 保育所施設使用料 千円
計	179,124	△4,002	175,122			

## (款) 15. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 衛生費 国庫負担金	千円 30,183	千円 139,834	千円 170,017	1. 保健衛生費 負担金	千円 139,834	2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 千円
計	4,728,297	139,834	4,868,131			

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 402,555	千円 177,804	千円 580,359	1. 総務管理費 補助金	千円 177,804	5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 千円
2. 民生費 国庫補助金	563,126	1,626	564,752	1. 社会福祉費 補助金	374	4. 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金
				5. 生活保護費 補助金	1,252	1. 生活保護適正実施推進事業補助金
3. 衛生費 国庫補助金	168,222	△16,862	151,360	1. 保健衛生費 補助金	△16,862	3. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金
計	1,369,402	162,568	1,531,970			

## (款) 16. 都支出金

## (項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費都補助金	千円 1,455,160	千円 5,024	千円 1,460,184	1. 総務管理費 補助金	千円 5,024	8. 地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金 千円
2. 民生費都補助金	1,701,578	149,441	1,851,019	5. 障がい者 自立支援事業費 補助金	2,386	3. 障がい者日中活動系サービス推進事業補助金
				6. 児童福祉費 補助金	147,055	8. 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金 1,200 13. 認可外保育施設利用支援事業補助金 2,179 17. 保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金 63,876 30. 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 7,800

## (款) 16. 都支出金

## (款) 16. 都支出金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2.	千円	千円	千円	6.	千円	31. 保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金	千円 72,000
3. 衛生費都補助金	89,608	3,130	92,738	1. 保健衛生費 補助金	3,130	3. 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 12. 带状疱疹ワクチン任意接種補助金	△870 4,000
4. 農業費都補助金	717	5,977	6,694	1. 農業費補助金	5,977	3. 未来に残す東京の農地プロジェクト補助金	
6. 土木費都補助金	103,417	800	104,217	1. 道路橋りょう費 補助金	800	2. 自転車安全利用促進事業補助金	
計	3,498,902	164,372	3,663,274				

## (款) 19. 繰入金

## (項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2. 特別会計繰入金	千円 24,746	千円 15,807	千円 40,553	2. 後期高齢者医療 特別会計繰入金	千円 14,659	1. 特別会計繰入金	千円
				3. 介護保険 特別会計繰入金	1,148	1. 特別会計繰入金	
計	224,746	15,807	240,553				

## (款) 20. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1. 繰越金	千円 154,998	千円 1,892,114	千円 2,047,112	1. 繰越金	千円 1,892,114	1. 前年度繰越金	千円
計	154,998	1,892,114	2,047,112				

## (款) 22. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
3. 臨時財政対策債	千円 220,000	千円 △220,000	千円 0	1. 臨時財政対策債	千円 △220,000	1. 臨時財政対策債	千円
計	468,600	△220,000	248,600				

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	千円 1,566,578	千円 231	千円 1,566,809	千円	千円	千円	千円	231	231	千円	
								12. 委託料	231	9. 職員健康管理費 231	
										〔職員課〕 委託料 メンタル支援コーディネーター業務委託 231	
6. 財産管理費	9,473	615,000	624,473				615,000				
							15,000	12. 委託料	15,000	1. 財産管理費 15,000	
								24. 積立金	600,000	〔整備課〕 委託料 樹木伐根伐採委託 15,000	
							200,000			3. 公共施設整備基金費 200,000	
										〔財政課〕 積立金 公共施設整備基金積立金 200,000	
							400,000			4. 公共施設修繕基金費 400,000	
										〔財政課〕 積立金 公共施設修繕基金積立金 400,000	
7. 企画費	150,484	13,249	163,733		5,024		8,225				
							3,200	12. 委託料	10,049	15. こまへのデザイン. 3,200	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	200	〔未来戦略室〕 負担金、補助及び交付金 地域まちづくり法人設立準備補助金 200	
								23. 投資及び 出資金	3,000	投資及び出資金 3,000 (仮称) 地域まちづくり法人出資金	



					5,024			5,025			16. DX推進関係費 10,049
											[情報政策課] 委託料 10,049 地域を主体とするスマート 東京先進事例創出事業委託
11. 諸 費	38,668	415,229	453,897					415,229			1. 一般事務費 415,229
								415,229	22. 償還金、 利子及び 割引料	415,229	[福祉政策課 222,080] 償還金、利子及び割引料 222,080 過年度国、都支出金等還付 金 [子ども政策課 192,646] 償還金、利子及び割引料 192,646 過年度国、都支出金等還付 金 [環境政策課 503] 償還金、利子及び割引料 503 過年度国、都支出金等還付 金
計	2,139,867	1,043,709	3,183,576		5,024			1,038,685			

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 賦課徴収費	千円 142,418	千円 2,299	千円 144,717	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							2,299	12. 委 託 料	2,299	1. 一般事務費 2,299	
										[課税課] 委託料 2,299 森林環境税対応システム改 修委託	
計	365,907	2,299	368,206				2,299				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 2,230,047	千円 102,585	千円 2,332,632	千円 40,112	千円	千円	千円 62,473		千円	千円	
				374			1,122	10. 需用費	31	25. 中国残留邦人生活支援事業	
								1. 消耗品費	2	1,496	
								4. 印刷製本費	29	[福祉相談課] 委託料	
								11. 役務費	337	中国残留邦人生活支援シ テム改修委託	
								1. 通信運搬費	300		
								3. 手数料	37	37. 国民健康保険特別会計繰出	
							61,351	12. 委託料	13,866	61,351	
								18. 負担金、補助及び交付金	27,000	[財政課] 繰出金	
								27. 繰出金	61,351	国民健康保険特別会計繰出 金	
				39,738						38. 住民税非課税世帯特別給付金	
										39,738	
										[福祉相談課] 需用費	
										31	
										消耗品費	
										(2)	
										事務用消耗品	
										印刷製本費	
										(29)	
										封筒	
										役務費	
										337	
										通信運搬費	
										(300)	
										郵送料	
										200	
										電話料	
										100	
										手数料	
										(37)	
										金融機関振込手数料	
										委託料	
										12,370	

											給付金システム改修委託（所得割非課税世帯対応） 2,338 低所得世帯特別給付金事業 支援業務委託（所得割非課税世帯対応） 10,032 負担金、補助及び交付金 27,000 低所得世帯特別給付金（所得割非課税世帯）
4. 老人福祉費	2,556,033	5,890	2,561,923					5,890			14. 在宅高齢者等おむつ支給事業 5,890 〔高齢障がい課〕 扶助費 5,890 おむつ支給
								5,890	19. 扶助費	5,890	
8. 障がいサービス費	1,584,874	2,386	1,587,260		2,386						26. 障がい者日中活動系サービス 推進事業 2,386 〔高齢障がい課〕 負担金、補助及び交付金 2,386 障がい者日中活動系サービス 推進事業補助金
					2,386				18. 負担金、補助及び交付金	2,386	
計	6,892,429	110,861	7,003,290	40,112	2,386			68,363			

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	千円 2,215,871	千円 54,937	千円 2,270,808	千円 45,760	千円	千円	千円	千円 9,177			千円
								9,177	1. 報酬	600	10. 子ども・若者・子育て会議関係費 9,177
									10. 需用費	183	
									1. 消耗品費	120	〔子ども政策課〕 需用費 120 消耗品費 (120) 事業用消耗品
									4. 印刷製本費	63	
									11. 役務費	714	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
								1. 通信運搬費	714	役務費 通信運搬費	617 (617)
								12. 委託料	8,440	郵送料	
								18. 負担金、補助及び交付金	45,000	委託料	8,440
										子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託	2,083
										子どもの生活実態調査業務委託	3,597
										若者生活実態調査業務委託	2,607
										調査票封入等業務委託	153
				45,760						15. 子育て世帯緊急対策応援事業	45,760
										[子ども政策課]	
										報酬	600
										一般事務補助報酬(時間額)	
										需用費	63
										印刷製本費	(63)
										封筒・案内チラシ	
										役務費	97
										通信運搬費	(97)
										郵送料	
										負担金、補助及び交付金	45,000
										大学生生活・学業等応援給付金	
2. 児童措置費	4,360,884	65,179	4,426,063		121,131		△28,257	△27,695			
					111,152		△28,257	△27,695	18. 負担金、補助及び交付金	65,179	10. 保育所等児童運営費
											[児童育成課]
										負担金、補助及び交付金	55,200

										保育施設等非常通報装置設置事業補助金 1,200 保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金 54,000 11. 保育施設等利用児童保護者負担軽減 2,179
					2,179					[児童育成課] 負担金、補助及び交付金 2,179 認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金
										13. 保育所等物価高騰緊急対策事業 7,800
					7,800					[子ども政策課 1] 負担金、補助及び交付金 1 保育所等物価高騰緊急対策事業費給付金 [児童育成課 7,799] 負担金、補助及び交付金 7,799 保育所等物価高騰緊急対策事業費給付金
4. 保育園費	885,231	9,622	894,853		15,924	△4,002	△2,300			
					15,924	△4,002	△2,300	10. 需用費	1,050	3. 保育園維持管理費 9,622
								6. 修繕料	1,050	[児童育成課]
								12. 委託料	8,000	需用費 1,050
								17. 備品購入費	572	修繕料 (1,050)
										施設修繕
										委託料 8,000
										保育園門扉電磁石錠改修委託
										備品購入費 572
										保育用備品
5. 学童保育費	252,389	10,000	262,389		10,000					
					10,000			12. 委託料	10,000	2. 学童保育所維持管理費 10,000
										[児童育成課]

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	委託料 施設安全対策実施委託 10,000	
計	8,045,290	139,738	8,185,028	45,760	147,055		△32,259	△20,818			

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 生活保護 総務費	千円 172,221	千円 2,506	千円 174,727	千円 1,252	千円	千円	千円 1,254		千円		
				1,252			1,254	12. 委託料	2,506	2. 一般事務費 〔福祉相談課〕 委託料 生活保護システム改修委託 2,506	
計	2,541,383	2,506	2,543,889	1,252			1,254				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 470,113	千円 129,232	千円 599,345	千円 122,972	千円 3,130	千円	千円 3,130		千円		
					3,130		3,130	1. 報酬	6,046	1. 予防接種 〔健康推進課〕 委託料 8,000	
								3. 職員手当等	871		
								11. 役務費	4,335		
								1. 通信 運搬費	4,335	带状疱疹ワクチン接種委託 負担金、補助及び交付金 △1,740	
								12. 委託料	81,710	带状疱疹ワクチン接種費用 助成金	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	36,270		
				122,972						9. 新型コロナ予防接種 〔健康推進課〕 122,972	

											報酬	6,046
											一般事務報酬	
											職員手当等	871
											役務費	4,335
											通信運搬費	(4,335)
											郵送料	
											委託料	73,710
											新型コロナ予防接種事業支	
											援業務委託	10,560
											接種券等作成・封入封かん	
											委託	1,000
											新型コロナ予防接種会場設	
											置等委託	△10,000
											新型コロナ予防接種会場運	
											営委託	75,000
											新型コロナワクチン接種案	
											内チラシ作成及び全戸配布	
											委託	1,650
											臨時シャトルバス運行委託	
												△4,500
											負担金、補助及び交付金	38,010
											新型コロナワクチン接種費	
											負担金	
計	1,218,888	129,232	1,348,120	122,972	3,130				3,130			

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 清掃総務費	千円 60,035	千円 50,000	千円 110,035	千円	千円	千円	千円	千円 50,000			
								50,000	24. 積立金	50,000	
										3. 清掃施設整備基金費	50,000
										[財政課]	
										積立金	50,000
										清掃施設整備基金積立金	
計	1,576,026	50,000	1,626,026					50,000			

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	千円 8,609	千円 1,000	千円 9,609	千円 1,000	千円	千円	千円		千円	千円	
				1,000				18. 負担金、 補助及び 交付金	1,000	2. 農業振興関係費 〔地域活性課〕 負担金、補助及び交付金 物価高騰対策営農支援金	1,000
4. 土地利用 対策費	2,864	8,881	11,745		5,977		2,904				
					5,977		2,904	10. 需用費	114	1. 市民農園関係費 〔地域活性課〕 需用費	8,881
								1. 消耗品費	114	消耗品費	(114)
								12. 委託料	8,767	管理用消耗品 委託料	8,767
										市民農園新設整備委託	
計	31,224	9,881	41,105	1,000	5,977		2,904				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 商工業 振興費	千円 34,553	千円 148,300	千円 182,853	千円 91,306	千円	千円	千円		千円	千円	
				91,306			56,994	18. 負担金、 補助及び 交付金	148,300	3. 就労・創業支援事業 〔地域活性課〕 負担金、補助及び交付金 創業支援家賃・改修費補助 金	3,300
							91,306			5. 中小企業者緊急対策応援事業 〔地域活性課〕 負担金、補助及び交付金	145,000
							53,694				



											電気料高騰対策支援金
計	136,932	148,300	285,232	91,306				56,994			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 交通安全対策費	千円 36,560	千円 1,600	千円 38,160	千円	千円 800	千円 800	千円 800		千円	千円	
								18. 負担金、補助及び交付金	1,600	1. 交通安全対策費 〔道路交通課〕 負担金、補助及び交付金 自転車ヘルメット購入費助成金	
計	462,771	1,600	464,371		800		800				

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画総務費	千円 326,630	千円 350,000	千円 676,630	千円	千円	千円	千円 350,000		千円	千円	
							350,000	24. 積立金	350,000	10. 都市計画事業基金費 〔財政課〕 積立金 都市計画事業基金積立金	
計	1,610,661	350,000	1,960,661				350,000				

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	千円 1,045,228	千円 7,723	千円 1,052,951	千円	千円	千円	千円 7,723		千円	千円	

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

## (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	18. 負担金、補助及び交付金	千円 7,723	千円 7,723	1. 常備消防事務委託費 〔安心安全課〕 負担金、補助及び交付金 常備消防事務委託負担金
計	1,188,841	7,723	1,196,564				7,723				

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
3. 教育指導費	千円 454,019	千円 2,500	千円 456,519	千円	千円	千円	千円 2,500		千円		千円
							2,500	7. 報償費	2,500		19. 国際理解教育促進 〔指導室〕 報償費 日本語指導員謝礼
計	656,556	2,500	659,056				2,500				

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	千円 299,758	千円 1,716	千円 301,474	千円	千円	千円	千円 1,716		千円		千円
							1,716	12. 委託料	1,716		1. 学校維持管理費 〔学校教育課〕 委託料 学校110番更新委託
計	962,383	1,716	964,099				1,716				

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	区分			
1. 学校管理費	千円 181,076	千円 1,144	千円 182,220	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							1,144				
							1,144	12. 委託料	1,144	2. 学校維持管理費 〔学校教育課〕 委託料 学校110番更新委託	
										1,144	
5. 学校給食費	269,688	3,095	272,783				3,095				
								10. 需用費	3,095	2. 給食センター管理運営費	
							3,095	1. 消耗品費	495	3,095	
								6. 修繕料	2,600	〔学校教育課〕 需用費 消耗品費 給食用消耗品 修繕料 施設修繕 備品修繕	
										3,095 (495)  (2,600) 1,150 1,450	
計	603,670	4,239	607,909				4,239				

## (款) 12. 諸支出金

## (項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	区分			
1. 財政調整基金費	千円 240	千円 278,963	千円 279,203	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							278,963				
							278,963	24. 積立金	278,963	1. 財政調整基金費 〔財政課〕 積立金 財政調整基金積立金	
										278,963	
計	242	278,963	279,205				278,963				

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ( )内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(12) 【558】 435	766,187	1,696,350	1,449,537	3,912,074	637,190	4,549,264
補正前	(12) 【558】 435	759,541	1,696,350	1,448,666	3,904,557	637,190	4,541,747
比 較	(0) 【0】 0	6,646	0	871	7,517	0	7,517

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	286,585	33,033	61,707	8,640	102,560	784,368	207	36,489	24,890	111,058	
補正前	286,585	33,033	61,707	8,640	102,560	784,368	207	36,489	24,890	110,187	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	871	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	6,646	その他の増減分		6,646	その他の増加分 6,646
給 料	0	給与改定に伴う増減分		0	給与改定に伴う増減分 0
		その他の増減分		0	新陳代謝等に伴う増減分 0
職員手当	871	制度改定に伴う増減分		0	制度改定に伴う増減分 0
		その他の増減分		871	その他の増加分 871

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
子ども・子育て支援事業計画 ニズ調査業務	千円 1,200		千円	令和6年度まで	千円 1,200	千円	千円	千円	千円 1,200

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,089,584	千円 8,069,882	千円 960,400	千円 645,026	千円 8,385,256
(1) 総務債	537,728	488,026		35,176	452,850
(2) 民生債	1,905,507	1,816,641		91,506	1,725,135
(3) 衛生債	427,524	402,821		28,510	374,311
(4) 土木債	1,512,644	1,426,482	208,800	145,949	1,489,333
(5) 消防債	230,487	251,418		28,688	222,730
(6) 教育債	3,475,694	3,684,494	751,600	315,197	4,120,897
2. 減税補てん債	146,339	91,723		36,978	54,745
3. 臨時財政対策債	10,159,769	9,613,272		816,138	8,797,134
4. 減収補てん債	31,011	31,011			31,011
合 計	18,426,703	17,805,888	960,400	1,498,142	17,268,146

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 29 号

令和 5 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第29号別紙

令和5年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)



## 令和5年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,212,435千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 国民健康保険税		1,636,439	△78,002	1,558,437
	1. 国民健康保険税	1,636,439	△78,002	1,558,437
3. 都支出金		5,329,523	3,454	5,332,977
	1. 都補助金	5,329,522	3,454	5,332,976
4. 繰入金		1,120,296	61,351	1,181,647
	1. 繰入金	1,120,296	61,351	1,181,647
5. 繰越金		1	125,291	125,292
	1. 繰越金	1	125,291	125,292
歳入	合 計	8,100,341	112,094	8,212,435

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総務費		55,156	3,454	58,610
	1. 総務管理費	22,881	3,454	26,335
6. 諸支出金		14,202	108,640	122,842
	1. 償還金及び還付金	14,201	108,640	122,841
歳出	合 計	8,100,341	112,094	8,212,435

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,636,439	△78,002	1,558,437
3. 都支出金	5,329,523	3,454	5,332,977
4. 繰入金	1,120,296	61,351	1,181,647
5. 繰越金	1	125,291	125,292
歳入合計	8,100,341	112,094	8,212,435

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	55,156	3,454	58,610	0	3,454	0	0	0
6. 諸支出金	14,202	108,640	122,842	0	0	0	0	108,640
歳出合計	8,100,341	112,094	8,212,435	0	3,454	0	0	108,640

2. 歳入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般被保険者 国民健康保険税	千円 1,636,433	千円 △78,002	千円 1,558,431	1. 現年課税分	千円 △78,002	千円 1. 医療給付費分現年課税分 △55,838 2. 介護納付金分現年課税分 △8,132 3. 後期高齢者支援金分現年課税分 △14,032
計	1,636,439	△78,002	1,558,437			

(款) 3. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 保険給付費等 交付金	千円 5,223,900	千円 3,454	千円 5,227,354	2. 特別交付金	千円 3,454	千円 2. 特別調整交付金分(市町村分)
計	5,329,522	3,454	5,332,976			

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,120,296	千円 61,351	千円 1,181,647	6. その他一般会計 繰入金	千円 61,351	千円 1. その他一般会計繰入金
計	1,120,296	61,351	1,181,647			

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 125,291	千円 125,292	1. 繰越金	千円 125,291	千円 1. 前年度繰越金
計	1	125,291	125,292			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	千円 20,699	千円 3,454	千円 24,153	千円	千円 3,454	千円	千円	千円		千円	
					3,454			12. 委託料	3,454	1. 一般事務費 〔保険年金課〕 委託料 システム改修委託	3,454 3,454
計	22,881	3,454	26,335		3,454						

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般被保険者償還金及び還付金	千円 14,000	千円 101,916	千円 115,916	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
								22. 償還金、 利子及び 割引料	101,916	1. 一般被保険者償還金及び還付金 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 過年度還付金及び還付加算金	101,916 101,916
3. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金	0	6,724	6,724				6,724	22. 償還金、 利子及び 割引料	6,724	1. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 過年度還付金及び還付加算金	6,724 6,724
計	14,201	108,640	122,841				108,640				

議案第 30 号

令和 5 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第30号別紙

令和5年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)



## 令和5年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,374,203千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
4. 繰越金		1	24,841	24,842
	1. 繰越金	1	24,841	24,842
5. 諸収入		70,859	3,463	74,322
	5. 雑入	2,923	3,463	6,386
歳入合計		2,345,899	28,304	2,374,203

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 広域連合納付金		2,222,904	10,217	2,233,121
	1. 広域連合納付金	2,222,904	10,217	2,233,121
4. 諸支出金		1,294	18,087	19,381
	1. 償還金及び還付加算金	1,293	3,428	4,721
	2. 繰出金	1	14,659	14,660
歳出合計		2,345,899	28,304	2,374,203

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	24,841	24,842
5. 諸収入	70,859	3,463	74,322
歳入合計	2,345,899	28,304	2,374,203

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 広域連合納付金	2,222,904	10,217	2,233,121	0	0	0	0	10,217
4. 諸支出金	1,294	18,087	19,381	0	0	0	0	18,087
歳出合計	2,345,899	28,304	2,374,203	0	0	0	0	28,304

2. 歳入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 24,841	千円 24,842	1. 繰越金	千円 24,841	千円 1. 前年度繰越金
計	1	24,841	24,842			

(款) 5. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 2,923	千円 3,463	千円 6,386	1. 雑入	千円 3,463	千円 2. 雑入
計	2,923	3,463	6,386			

3. 歳出

(款) 2. 広域連合納付金

(項) 1. 広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 広域連合 分賦金	千円 2,222,904	千円 10,217	千円 2,233,121	千円	千円	千円	千円			千円	
							10,217	18. 負担金、 補助及び 交付金	10,217	1. 広域連合負担金 〔保険年金課〕 負担金、補助及び交付金 療養給付費負担金 保険料負担金 保険基盤安定負担金 保険料軽減措置負担金 △358	
計	2,222,904	10,217	2,233,121				10,217				

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保険料 還付金	千円 1,283	千円 2,028	千円 3,311	千円	千円	千円	千円			千円	
							2,028	22. 償還金、 利子及び 割引料	2,028	1. 保険料還付金 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 保険料還付金	
3. その他 還付金	0	1,400	1,400				1,400				
							1,400	22. 償還金、 利子及び 割引料	1,400	1. その他還付金 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 葬祭費受託事業収入過年度 還付金	
計	1,293	3,428	4,721				3,428				

## (項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	金額			
1. 一般会計繰出金	千円 1	千円 14,659	千円 14,660	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							14,659	27. 繰出金	14,659	1. 一般会計繰出金 〔保険年金課〕 繰出金 一般会計繰出金	
計	1	14,659	14,660				14,659			14,659	

議案第 31 号

令和 5 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。



議案第31号別紙

令和5年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

## 令和5年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,575,089千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
4. 支払基金交付金		1,967,422	3,387	1,970,809
	1. 支払基金交付金	1,967,422	3,387	1,970,809
9. 繰越金		1	118,609	118,610
	1. 繰越金	1	118,609	118,610
歳 入	合 計	7,453,093	121,996	7,575,089

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
5. 基金積立金		11	106,182	106,193
	1. 基金積立金	11	106,182	106,193
7. 繰出金		24,744	1,148	25,892
	1. 繰出金	24,744	1,148	25,892
8. 諸支出金		2,002	14,666	16,668
	1. 償還金及び還付加算金	2,001	14,666	16,667
歳 出	合 計	7,453,093	121,996	7,575,089

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 支払基金交付金	1,967,422	3,387	1,970,809
9. 繰越金	1	118,609	118,610
歳入合計	7,453,093	121,996	7,575,089

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
5. 基金積立金	11	106,182	106,193	0	0	0	0	106,182
7. 繰出金	24,744	1,148	25,892	0	0	0	0	1,148
8. 諸支出金	2,002	14,666	16,668	0	0	0	0	14,666
歳出合計	7,453,093	121,996	7,575,089	0	0	0	0	121,996

2. 歳入

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費 交付金	千円 1,919,765	千円 3,387	千円 1,923,152	2. 介護給付費 交付金 (過年度)	千円 3,387	1. 介護給付費交付金(過年度) 千円
計	1,967,422	3,387	1,970,809			

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 118,609	千円 118,610	1. 繰越金	千円 118,609	1. 前年度繰越金 千円
計	1	118,609	118,610			

3. 歳出

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 介護保険給付費準備基金積立金	千円 11	千円 106,182	千円 106,193	千円	千円	千円	千円	千円 106,182		千円 106,182	千円 106,182
								24. 積立金	106,182		1. 介護保険給付費準備基金積立金 [高齢障がい課] 積立金 介護保険給付費準備基金積立金
計	11	106,182	106,193					106,182			

(款) 7. 繰出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 他会計繰出金	千円 24,744	千円 1,148	千円 25,892	千円	千円	千円	千円	千円 1,148		千円 1,148	千円 1,148
								27. 繰出金	1,148		1. 他会計繰出金 [高齢障がい課] 繰出金 他会計繰出金
計	24,744	1,148	25,892					1,148			

(款) 8. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 償還金	千円 1	千円 14,666	千円 14,667	千円	千円	千円	千円	千円 14,666		千円 14,666	千円 14,666

								14,666	22. 償還金、 利子及び 割引料	14,666	1. 国庫支出金等過年度分返還金 14,666
											[高齢障がい課] 償還金、利子及び割引料 14,666 国庫支出金等過年度分返還 金
計	2,001	14,666	16,667					14,666			



議案第 32 号

狛江市条例の読点の表記を改める条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市条例の読点の表記を改める条例

この条例の施行の際現に公布されている狛江市条例において読点として表記する「，」を「、」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国の「公用文作成の考え方（建議）」及び社会一般の文書における読点の表記の実態に鑑み、市の条例に用いられている読点の表記を改めるため。

議案第 33 号

狛江市下水道事業の設置等に関する条例及び狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道事業の設置等に関する条例及び狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(狛江市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第 7 条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により，下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は，議会の同意を得なければならない。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第 7 条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により，下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は，議会の同意を得なければならない。</p>

(狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき，市長，委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」と</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき，市長，委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」とい</p>

改正後	改正前
<p>いう。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第243条の2の7第1項</u>の規定により条例で定める額は、同項に規定する損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第203条の2第1項若しくは第4項又は同法第204条第1項若しくは同条第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第13条の2の規定により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>う。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第243条の2第1項</u>の規定により条例で定める額は、同項に規定する損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第203条の2第1項若しくは第4項又は同法第204条第1項若しくは同条第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第13条の2の規定により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 34 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 粕江市長 松原 俊雄

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
報酬額表			報酬額表		
（単位：円）			（単位：円）		
職名	区分	報酬額	職名	区分	報酬額
（略）			（略）		
災害医療コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター運営委員会 1 日当たりの額	12,300	災害医療コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター運営委員会 1 日当たりの額	12,300
	医療救護活動 1 日	<u>22,900</u>		医療救護活動 1 日	<u>22,800</u>

改正後			改正前		
	当たりの額			当たりの額	
	医療救護活動で1日に3時間を超えた場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	<u>7,570</u>		医療救護活動で1日に3時間を超えた場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	<u>7,550</u>
	合同訓練等参加1日当たりの額	<u>19,200</u>		合同訓練等参加1日当たりの額	<u>19,100</u>
	合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	<u>6,360</u>		合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	<u>6,340</u>
災害薬事コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター運営委員会1日当たりの額	12,300	災害薬事コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター運営委員会1日当たりの額	12,300
	医療救護活動又は薬事活動1日当た	<u>16,600</u>		医療救護活動又は薬事活動1日当た	<u>16,500</u>

改正後				改正前			
		りの額				りの額	
		医療救護活動又は薬事活動で1日に3時間を超えた場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	5,450			医療救護活動又は薬事活動で1日に3時間を超えた場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	5,430
		合同訓練等参加1日当たりの額	14,000			合同訓練等参加1日当たりの額	13,900
		合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	4,510			合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	4,500
(略)				(略)			
指定管理者選定委員会	委員長	日額	12,300	指定管理者選定評価委員会	委員長	日額	12,300
	委員	日額	9,200		委員	日額	9,200
(略)				(略)			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東京都と公益社団法人東京都医師会との間において、医療救護に係る費用弁償等に関する覚書が一部改定されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 35 号

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

狛江市印鑑条例（昭和52年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p><b>第18条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず，印鑑登録の証明を受けようとする者は，多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末で，自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用し，<u>次に掲げる方法</u>により申請をすることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p><b>第18条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず，印鑑登録の証明を受けようとする者は，多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末で，自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用し，<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して，電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法</u>により申請をすることができる。</p>



改正後	改正前
<p>(1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、暗証番号を入力する方法</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録され電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、暗証番号の入力その他規則で定める方法</u></p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第2項第2号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 36 号

狛江市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市税条例の一部を改正する条例

狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p><b>第34条の9</b> （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の都民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>	<p style="text-align: center;">（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p><b>第34条の9</b> （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>

改正後	改正前
第36条の3の2 (略)	第36条の3の2 (略)
<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	
<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告者は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告者は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において</p>	<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において</p>

改正後	改正前
<p>準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p><u>（個人の市民税の徴収の方法等）</u></p>	<p><u>（個人の市民税の徴収の方法）</u></p>
<p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p>	<p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p>	
<p><u>（個人の市民税の納税通知書）</u></p>	<p><u>（個人の市民税の納税通知書）</u></p>
<p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の都民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期</p>	<p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び都民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は</p>

改正後	改正前
<p>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>	<p>第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>
<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>	<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>
<p><b>第44条</b> 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p><b>第44条</b> 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが</p>	<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収する</p>

改正後	改正前
<p>適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>ことが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間</p>	<p>6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間</p>

改正後	改正前
<p>において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p>
<p><b>第47条</b> 個人の市民税の納入者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p><b>第47条</b> 個人の市民税の納入者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては、直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超</p>	<p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を</p>

改正後	改正前
<p>える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p><b>第47条の2</b> 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。</u>）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払</p>	<p>超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p><b>第47条の2</b> 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p>



改正後	改正前
<p>の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p><b>第47条の6</b> 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p><b>第47条の6</b> 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が</p>

改正後	改正前
<p>該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><b>第15条の3</b> （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p><b>第16条の2</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><b>第15条の3</b> （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p><b>第16条の2</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

改 正 後	改 正 前

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の狛江市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第15条の3第4項の規定は、付則第1条本文に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 37 号

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部を改正する条例

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当該第1号事業利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する所得の額が政令で定める額以上であるときに受ける第1号事業の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。</u></p>	<p>(利用料)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 <u>第1号事業利用者が第1号被保険者であって、第1号事業を利用した日の属する年の前年（当該第1号事業を利用した日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が160万円以上であり、かつ、当該第1号事業利用者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該第1号事業を利用し</u></p>

改正後	改正前
<p>3 前項において、<u>当該第1号事業利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上であるときに受ける第1号事業の利用について第1項の規定を適用する場合には、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。</u></p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>当該第1号事業利用者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、利用料を100分の10とする。</u></p> <p>(1) 当該第1号事業利用者が当該第1号事業を利用した日の属する年度（当該第1号事業を利用した日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭</p>	<p><u>た日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、280万円）以上の者が受ける第1号事業の利用について前項の規定を適用する場合には、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。</u></p> <p>3 前項において、<u>合計所得金額が220万円以上であり、かつ、当該第1号事業利用者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該第1号事業を利用した日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、340万円）以上の者が受ける第1号事業の利用について第1項の規定を適用する場合には、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。</u></p> <p>4 前2項の規定に関わらず、<u>当該第1号事業利用者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、利用料を100分の10とする。</u></p> <p>(1) 当該第1号事業利用者が当該第1号事業を利用した日の属する年度（当該第1号事業を利用した日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規</p>

改正後	改正前
<p>和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されていない者又は狛江市税条例(平成3年条例第5号)で定めるところにより市民税を免除された者である場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されていない者又は狛江市税条例(平成3年条例第5号)で定めるところにより市民税を免除された者である場合</p> <p>(2) (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 38 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促及び滞納処分) 第7条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項の規定による督促を受けた者が前項の期限までにその督促に係る利用者負担額を完納しないときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第56条第6項、第7項</u> 又は法附則 <u>第6条第6項</u> の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる。	(督促及び滞納処分) 第7条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項の規定による督促を受けた者が前項の期限までにその督促に係る利用者負担額を完納しないときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第56条第7項、第8項</u> 又は法附則 <u>第6条第7項</u> の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第19号）附則第 4 条及び第19条の規定による児童福祉法（昭和22年法律第164

号) 及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。



議案第 39 号

狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例の一部を改正する条例

狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例（平成30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利活用等)</p> <p><b>第 8 条</b> 市は、<u>法第15条</u>に規定する空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供、相談その他これらの利活用のために必要な対策を講じるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利活用等)</p> <p><b>第 8 条</b> 市は、<u>法第13条</u>に規定する空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供、相談その他これらの利活用のために必要な対策を講じるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(勧告及び代執行並びに略式代執行)</p> <p><b>第13条</b> 市長は<u>法第22条第2項</u>の規定により必要な措置を勧告する場合、同条第9項の規定により代執行する場合又は同条第10項の規定により措置を行う場合は、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(勧告及び代執行並びに略式代執行)</p> <p><b>第13条</b> 市長は<u>法第14条第2項</u>の規定により必要な措置を勧告する場合、同条第9項の規定により代執行する場合又は同条第10項の規定により措置を行う場合は、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>(氏名等の公表)</p> <p><b>第14条</b> 市長は、<u>法第22条第3項</u>の規定による命令に正当な理由なく従わない者があるときは、次に掲げる事項を公表すること</p>	<p>(氏名等の公表)</p> <p><b>第14条</b> 市長は、<u>法第14条第3項</u>の規定による命令に正当な理由なく従わない者があるときは、次に掲げる事項を公表すること</p>

改正後	改正前
<p>ができる。  (1)～(4) (略)  2 (略)</p> <p>(安全代行措置)</p> <p><b>第15条</b> 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第22条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講じることができないときは、市長に対し、自己の負担において当該措置を代行することを依頼することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>ができる。  (1)～(4) (略)  2 (略)</p> <p>(安全代行措置)</p> <p><b>第15条</b> 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第14条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講じることができないときは、市長に対し、自己の負担において当該措置を代行することを依頼することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

認定第 1 号

令和 4 年度狛江市一般会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 2 号

令和 4 年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 3 号

令和 4 年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 4 号

令和 4 年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 5 号

令和 4 年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 6 号

令和 4 年度狛江市下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 31 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定による。